

< 報道関係用資料 >

2012年6月27日

各 位

今後の越後製菓との訴訟について

佐藤食品工業株式会社（本社/新潟市、代表取締役社長/佐藤 元、以下「当社」といいます）は、平成24年5月29日付「訴訟の提起に関するお知らせ」で公表しましたとおり、平成24年4月27日付けで、東京地方裁判所（訴状送達日：平成24年5月28日）に越後製菓株式会社（以下「越後製菓」といいます）から新たな訴訟の提起（以下「第2次訴訟」といいます）を受けており、本日、東京地方裁判所にて第2次訴訟の第1回口頭弁論が開かれました。

当社は、平成21年4月22日付「越後製菓(株)の当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」で公表しましたとおり、既に越後製菓から第2次訴訟とは別の訴訟（以下「第1次訴訟」といいます）の提起を受けております。こちらにつきましては、平成24年4月2日付「控訴審判決に対する上告のお知らせ」で公表しましたとおり、平成24年3月22日に知的財産高等裁判所より下された当社の一部製品の販売差止等を命じた判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行っております。

第2次訴訟は、第1次訴訟において請求の対象とはされていなかった製品及び期間に関して、越後製菓が、新たに損害賠償を求めて、訴訟の提起を行ってきたものであります。

第2次訴訟は、このような経緯の中で提起されたものですが、当社といたしましては、第1次訴訟より一貫して、当社の行為が越後製菓の特許権を侵害するものではないと確信しておりますので、第2次訴訟でも越後製菓の請求を争っていく方針です。

第2次訴訟は、第1次訴訟とほぼ争点が共通するものと思われませんが、第1次訴訟の知財高裁判決については、知財に詳しい元高裁判事を含む複数の有識者のご意見をお伺いした上で、同判決は特許法や民事訴訟法の理解を誤ったものであると同時に、真実に照らしても受け入れがたい判決であって、最高裁判所において覆されるべきものである（当社の特許権侵害を否定した第一審判決こそ正しいものである）と認識しておりますので、第2次訴訟において、第1次訴訟の知財高裁判決と同様の判決が言い渡されることはないと思っております。

なお、現在当社が製造・販売しております全ての切り餅は、仕様変更しておりますので、第1次訴訟、第2次訴訟のいずれの訴訟の経過や結果によりましても影響を受けるものではなく、これらの訴訟が、当社の今後の製造・販売に与える影響はありません。今後も、お客様には引き続き当社の切り餅をご利用いただけます。

以上

《本件に関する報道関係者のお問い合わせ先》

佐藤食品工業株式会社 担当:総務部 古谷 洋介 TEL 025-275-1100